

## 第7回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

### 議 事 次 第

日時 平成25年4月11日（木）

午後6時から午後8時まで（予定）

場所 右京区総合庁舎 大会議室2（5階）

- 1 開会
- 2 議事  
都市計画施設等の見直し案について
- 3 閉会

#### 配布資料

- ・議事次第，委員名簿
- ・資料1 「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」  
に関する市民意見募集結果について
- ・資料2 見直し素案の変更（No.18 150 深草西浦南公園）について
- ・資料3 公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（案）
- ・参考資料1 「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」  
に関する市民意見募集について

# 京都市都市計画施設等見直し検討委員会委員

(敬称略，五十音順)

| 区 分       | 氏 名 (敬称略) | 備 考                         |
|-----------|-----------|-----------------------------|
| 市 民 委 員   | 金 井 美 佐 子 | 京都市地域女性連合会常任委員              |
| 学 識 経 験 者 | 須 藤 陽 子   | 立命館大学法学部法学科教授               |
|           | 久 隆 浩     | 近畿大学総合社会学部<br>総合社会学科環境系専攻教授 |
|           | 槇 村 久 子   | 京都女子大学宗教・文化研究所客員教授          |
|           | 松 中 亮 治   | 京都大学大学院工学研究科准教授             |

## 第7回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成25年4月11日（木）18：00～19：30

場 所：右京区総合庁舎 大会議室1（5階）

委 員：金井委員（欠席）、須藤委員、久委員、槇村座長、松中委員

議事内容：都市計画施設等の見直し案について

《事務局から、資料1「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」に関する市民意見募集結果」に沿って説明。》

《事務局から、資料2「見直し素案の変更（No.18 150 深草西浦南公園）について」に沿って変更内容を説明。》

深草西浦南公園について、見直し素案で廃止としていた区域のうち一部が西浦地区土地区画整理事業において公園用地として位置付けられていたため、区域の一部を存続に変更したもの。

（槇村座長）都市計画課からの市民意見募集について見解案を説明していただいたが、御意見があれば発言していただきたい。御意見をお寄せいただいた方の属性を見ると性別や年齢に偏りがなく、良い結果であるといえる。資料1のP5で、No.6 塔ノ森公園については138件と多くの意見を頂いている。緑化公園ならば不要であるという趣旨の御意見であり、見解案は分かりやすくまとめられている。

（松中委員）たくさんの御意見を頂き、それについて丁寧に回答していると思う。今回の見直し素案と直接関係する御意見ではないが、整備に関する御意見も多数頂いている。今後の参考となるように生かしていただきたい。

（槇村座長）担当部署等に御意見を伝えて、役立てていただきたい。今回の見解案を作成するに当たっては担当部署に確認しながら作成しているのか。

（事務局）公園・緑地については公園を担当する部署に確認を行い、土地区画整理事業についても担当部署に確認のうえ、見解案を作成している。

（槇村座長）深草西浦南公園の素案の修正についてはいかがか。現状はどのような状況になっているのか。

（事務局）廃止の区域は住宅と倉庫と考えられる建築物が複数棟建っている。存続に変更した区域は京都市が管理しており、フェンスで囲っており、市民の方が御利用いただけない状況である。

（槇村座長）存続に変更した区域の幅はどれくらいか。

（事務局）5mから7mほどである。

（槇村座長）今回、存続に変更した区域については現在開園している区域と連続性を持たせるため、今後、開園に向けて取り組むと考えてよいのか。

（事務局）そのとおりである。

(久委員) 今回、存続に変更した区域は減歩で生み出された土地であり、存続とする案については賛成である。現地を見たことがあるが、存続に変更した区域は現在開園している区域へアクセスする緑道のような整備となると思われる。

(須藤委員) No.6 塔ノ森公園について、現在のグラウンドを利用しているであろう方々から多くの御意見を頂いている。実現性の評価では、未着手区域が市有地であるため実現性が高いとしているが、整備計画は決まっているのか。

(事務局) 塔ノ森公園の整備に当たっては、都市計画道路羽束師墨染線及び吉祥院下鳥羽線の事業が大きく関わることになるが、本市では、現在、防災・減災対策を重点的に進めるため、都市計画道路の新規事業は平成27年まで凍結している状況である。羽束師墨染線及び吉祥院下鳥羽線を整備すると京都南インターと消防活動センターを結ぶ道路となることから整備の効果は高いと考えており、本公園の整備は都市計画道路と併せて行うことになると考えている。

(須藤委員) 都市計画公園の整備の必要性というよりも都市計画道路の整備の必要性によるということか。公園の整備に関する計画はないのか。

(事務局) 公園の整備に当たっては、京都市みどりの基本計画に基づき、平成37年までに市民一人当たりの公園面積10㎡を目標として整備を進めており、塔ノ森公園についても、必要な公園として整備を行えるようにしたい。

(榎村座長) 都市計画道路羽束師墨染線及び吉祥院下鳥羽線は事業の効果が高いということだが、事業が行われるようであれば、塔ノ森公園も事業が行われるということによいのか。

(事務局) 塔ノ森公園の予定地は高低差があり、道路の整備を行わなければ公園の整備ができないため、道路の整備に併せて公園を整備することになると考えている。

(榎村座長) 資料1 P16のNo.106は「実現性の評価において、「具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない」と記載があるが、市から住民に対する説明はなく住民に責任をなすりつけるものである。」との厳しい御意見であるが、これについてはいかがか。評価調書では、「土地地区画整理事業に対しての具体的な取組はない。」と記載しているが、資料1の見解では、「まちづくりの機運の高まりがない」という表現になっている。

(須藤委員) 土地地区画整理事業に対する機運の高まりがないだけであり、まちづくりに対して機運の高まりがないわけではない。まちづくり手法の一つとして土地地区画整理事業があるため、見解を修正した方がよいのではないか。

(久委員) 松ヶ崎地区では土地地区画整理事業の実施に向けて地元働き掛けは行ったのか。

(事務局) 過去に地元働き掛けを行ったが、合意形成に至らず事業は実現しなかった経過がある。

(久委員) 事業の実施に向けて働き掛けたが、合意形成が得られなかったことを見解に盛り込めばよいのではないか。

(事務局) 見解の修正について検討したい。

(榎村座長) 資料1 P22のNo.149「まちづくり協議会が発足しており、説明に来てほしい。」という

御意見があるが、それについてはいかがか。

（事務局）御意見を提出された方に確認を行ったところ、「個人的に提出したものであり、まちづくり協議会の中で具体的に話がまとまれば、改めて依頼する。」とのことであった。依頼があれば説明に伺う予定である。

（槇村座長）今回で検討委員会は最終回であり、各委員の感想や御意見を伺いたい。

（久委員）多くの情報を伝えようとしたため、結論がうまく伝わらなかった部分があったかと思う。今後の資料作成では、結果を先に述べてその理由を説明すればよいと思う。また、その他の意見が多かったことにも表れているとおり、この機会を利用して市に公園の設計や整備等に関する様々な意見を述べられている。今回の意見募集で終わりとせず、頂いた御意見はデータベース化し、役立てていただきたい。

（松中委員）今回のような見直しは常々行う必要があると感じている。他の年月が経っている計画についても見直しを行う視点を維持し、メンテナンスを行っていただきたい。

（須藤委員）意見を発信する良い機会であったという御意見を9件頂いている。今後も住民参加型の整備計画を作成するようお願いしたい。

（槇村座長）居住地、年齢、性別に偏りなく御意見を頂けて良かったと思う。御意見を頂いた方は、お住まいのところについての意見を述べているのか市内全体についての関心を持たれているのかを知ることができれば、なお良かったと思う。固い内容でもあったが、多くの御意見を頂き、都市計画を身近に感じていただくことができたのではと考えている。今後はどれくらいの期間で見直しを行うことを考えているのか。5年や10年等の年数は決めているのか。

（事務局）年数を決めるのではなく、社会経済状況の変化を捉えて適宜、行うこととしている。貴重な御意見を頂きありがとうございます。

（槇村座長）公園に対しては、多くの御意見を頂いた。現在開園している公園を廃止するように思われている御意見があったと思うが、都市計画に関心を持っていただけたと思っている。

#### 《検討委員会から資料3に沿って京都市へ提出していただく見直し案について説明》

（事務局）検討委員会から提出していただく資料は一覧表、位置図と個別の公園・緑地、土地地区画整理事業の評価内容を考えている。

（松中委員）評価内容は見直し指針に基づき評価しているため、見直し指針も併せて提出するべきではないか。

（事務局）見直し指針についても昨年12月に策定していただいております、併せて提出していただきたい。検討委員会を7回開催しており、内容についてまとめたものも作成したい。

（槇村座長）市民意見募集の見解案と見直し案について御審議いただいたが、見解についての修正は事務局と座長で調整を行うこととする。今回の市民意見募集を今後に生かしていただきたい。

以上